

# ふくしま国際施策推進プラン

福島県国際課

## 目 次

計画の趣旨等	1
国際化の現状と課題	
1 国内・外の状況	3
2 本県の状況	4
3 課題	15
見直しの視点	16
基本目標	17
施策体系の内容	
<b>1 地球市民の育成</b>	
1 地球市民の育成	
(1) 県民の地球市民意識の向上	19
(2) 多文化共生理解の促進	19
(3) 国際協力の普及啓発	20
(4) 国際的な視野を持ち国際社会をリードできる人の育成	20
(5) 地球的規模の課題への取り組み	20
<b>2 多様なネットワークの構築と活用</b>	
1 多様な交流・連携の促進	
(1) 多様な交流の促進	21
(2) 文化・スポーツを始めとする多様な地域間交流の促進	22
(3) 国際経済交流・国際観光の推進	22
(4) 留学生への支援	22
(5) 在外県人会との交流	23
(6) 国際交流・国際協力団体間のネットワークづくりの促進	23
2 中国・韓国を始めとする東アジア地域との交流の推進	
(1) 福島空港就航先との一層の交流促進	24
(2) 経済交流や青少年交流を始めとするさまざまな交流の活発化	24
3 国際協力活動の推進	
(1) JICA二本松等との連携強化	25
(2) 野口英世アフリカ賞を通じた国際交流・国際協力活動の推進	25
(3) 青年海外協力隊員等の活用	26
4 国際交流における安全・安心に支えられた環境整備	
(1) 交通・物流基盤の整備	26
(2) 県行政の国際対応力の強化	27

(3) 財団法人福島県国際交流協会への支援	27
(4) 県民の安全・安心確保に向けた取組み	27

### 3 多文化共生社会の推進

1 外国出身県民とともに生きる地域社会づくり	
(1) 外国出身県民が暮らしやすい地域社会づくり	29
(2) 外国出身県民の社会参加の促進	29

### 4 世界への情報発信

1 世界への情報発信	
(1) 国際会議等の誘致	30
(2) 外務省等と連携した情報発信	31
(3) 国際交流・国際協力活動に関する情報発信の促進	31
(4) 情報発信機能の向上	31
2 「おもてなしの心」を持った国際交流の促進	
(1) 「おもてなしの心」を持った国際交流の促進	32

#### 推進体制

1 推進体制	33
(1) 県の果たすべき役割	
(2) 県民との協働	
(3) 財団法人福島県国際交流協会に期待される役割	
(4) 市町村と県	
(5) 国等との協力	

指標	34
----	----

## 計画の趣旨等

### 1 策定の趣旨

平成 18 年 3 月に策定した「うつくしま国際施策基本計画」について、施策の実績・評価や複雑・多様化する社会情勢の変化等を踏まえて改定することとします。

名称を『ふくしま国際施策推進プラン』とします。

### 2 本計画の位置づけ

福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」の部門別計画として位置づけ、県の各種計画や施策の実施に際し、本県の国際施策に関する取組みの方向性を定めます。

### 3 本計画の期間

平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とします。

### 4 福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」と本計画

福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」におけるめざす将来の姿

基本目標：人がほほえみ、地域が輝く“ほっとする、ふくしま”

【礎】人と地域が輝く「ふくしま」

【柱】いきいきとして活力に満ちた「ふくしま」

【柱】安全と安心に支えられた「ふくしま」

【柱】人にも自然にも思いやりにあふれた「ふくしま」

## 福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」における基本方向（抜粋）

### 【礎】

#### 「人と地域」

子どもから大人まで一人ひとりの輝きと生きがいが見いだせる社会の実現

#### (1) 子どもたちが心豊かにたくましく育つ社会の実現

将来、自分になりたい姿を意識し、職業観をもって主体的に学ぶ姿勢を育て、厳しい社会環境を乗り越えていける確かな学力と判断力を持ち、社会に貢献する自立した人を育成します。また、国際的な視野を持って将来、国際社会をリードできる人を育成します。

### 【柱】

#### 「活力」

多様な交流ネットワークの形成

#### (2) 魅力あふれるふくしまの観光と国際交流の推進

海外との観光・文化交流や相互理解を進めるため、外国人観光客の受入体制を整えていきます。

国際会議の開催や文化・スポーツ活動、国際協力・貢献活動などを通じた地域間交流を促進するとともに、県内企業の海外展開や海外企

業の県内立地などの促進を通じ、国際的な経済交流の活発化を図ります。

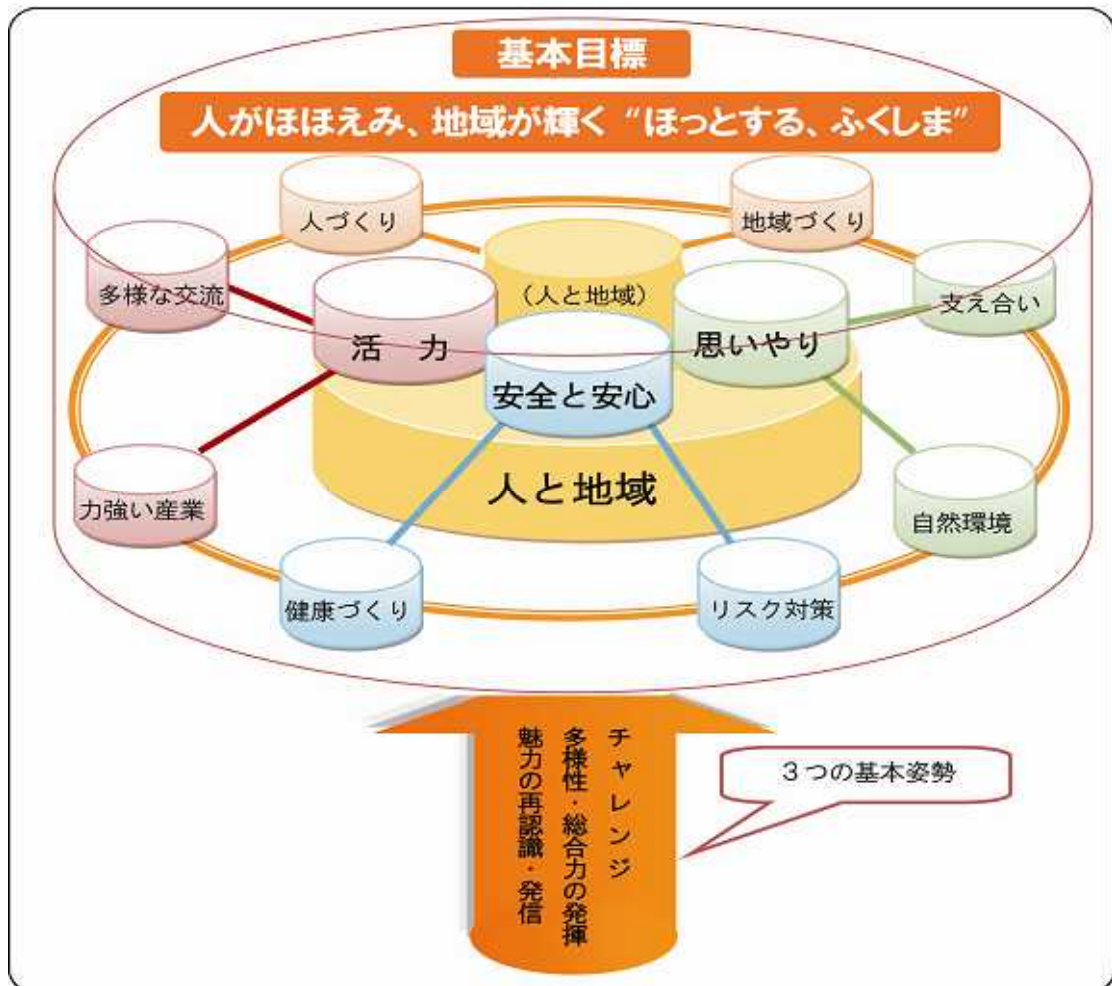
## 【柱】

### 「思いやり」

支え合いの心が息づく社会の形成

#### (1) さまざまな人々がともに生きる社会の形成

人権擁護、多文化共生、ユニバーサルデザインの推進などにより、一人ひとりが大切にされる社会の形成を進めます。



#### (2) 福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」と本計画との関係

本計画は、福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」の部門別計画であり、その「めざす将来の姿」の実現に向けて、「ふくしまの礎」と「ふくしまを支える3本の柱」のうち、特に「人と地域」、「活力」、「思いやり」に基づく「多様な交流ネットワークの形成」等に関する国際施策における取組みの基本方向を示します。

## 国際化の現状と課題

あらゆる分野でグローバル化が進展し、食糧・資源・エネルギー問題が顕在化するとともに地球温暖化問題を始めとする環境問題も深刻化しており、国際的な枠組みの中で課題解決に向けた取組みが進められています。

### 1 国内・外の状況

#### (1) 地球時代の進展

交通・通信技術の発達、経済活動の領域拡大等により地球上の各地における人々の活動は、国境を越えて密接に結びつくようになってきています。

#### (技術、人などの主な動き)

- ・ インターネットや電話などの技術を使い、自由に国内外の情報にアクセスできるようになり、国境を越えた情報の往来が活発になってきています。
- ・ 訪日外国人旅行者数は、平成 9(1997)年の 4,757 千人に対し、平成 20(2008)年は 8,351 千人と年々増加しています。
- ・ 韓国人観光客に対する短期ビザ免除措置(平成 18(2006)年 3 月)により、訪日韓国人が急増しています。
- ・ 中国人個人観光ビザが平成 21(2009)年 7 月 1 日より解禁されたことに伴い、訪日中国人の増加が予想されます。
- ・ 平成 21(2009)年 9 月現在、日本は、63 の国・地域との間に一般査証免除措置を実施しています。
- ・ 日本とインドネシアとの経済連携協定に基づき、インドネシアから介護福祉士と看護師の候補者が平成 20(2008)年に来日しました。平成 21(2009)年には、フィリピンとの協定に基づき、介護福祉士と看護師の候補者が来日しました。

#### (2) 経済環境の急激な変化

世界経済は一体化すると同時に、多極化が進んでいます。

#### (主な変化)

- ・ 急激な原油価格の高騰、米国発の金融危機などが瞬時に世界中に波及し、日本経済のみならず地域経済に大きな打撃を及ぼすなど、世界経済の一体化が進んでいることがうかがえます。
- ・ 一方、ブラジル、ロシア、インド、中国などの新興国の経済発展が著しく、世界経済は多極的な成長へと変化しています。

### (3) 地球規模の問題の顕在化

環境、飢餓や貧困問題のみならず、新型インフルエンザなどの感染症問題等、世界の一地域で発生した問題が世界の各地域に影響を与え、さまざまな分野において一国だけでは解決が困難な問題が発生し深刻化しており、世界全体として取り組むべき課題が増えてきています。

#### (主な事例)

- ・ 二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの増加により、世界の平均気温が上昇し、海面が上昇するなどの影響が出ています。日本政府は、平成 32(2020)年までに平成 2(1990)年比 25%の温室効果ガス削減の中期目標を国連総会で表明しました。
- ・ 世界全体では、開発途上国を中心に人口が増加しており、平成 20(2008)年現在、世界人口は 68 億人に達しています。新興国の経済成長や世界人口の増加に伴い、食糧、希少金属や木材などの資源、原油や石炭などのエネルギー資源の消費拡大が続いており、食糧・資源・エネルギー問題が顕在化しています。
- ・ HIV(ヒト免疫不全ウイルス)の感染や、新型インフルエンザの発生など、感染症の問題は多くの人々が感染するだけではなく、社会的、経済的に混乱が生じることから、感染拡大防止への国際的な対策が必要となってきました。

## 2 本県の状況

県内の民間団体等による国際交流・国際協力活動や市町村の国際化への取組みが継続的に展開される一方、外国籍県民登録者数も減少した年はあるものの増加傾向にあり、さまざまな問題を抱える外国出身県民に対する支援の必要性も高まっています。

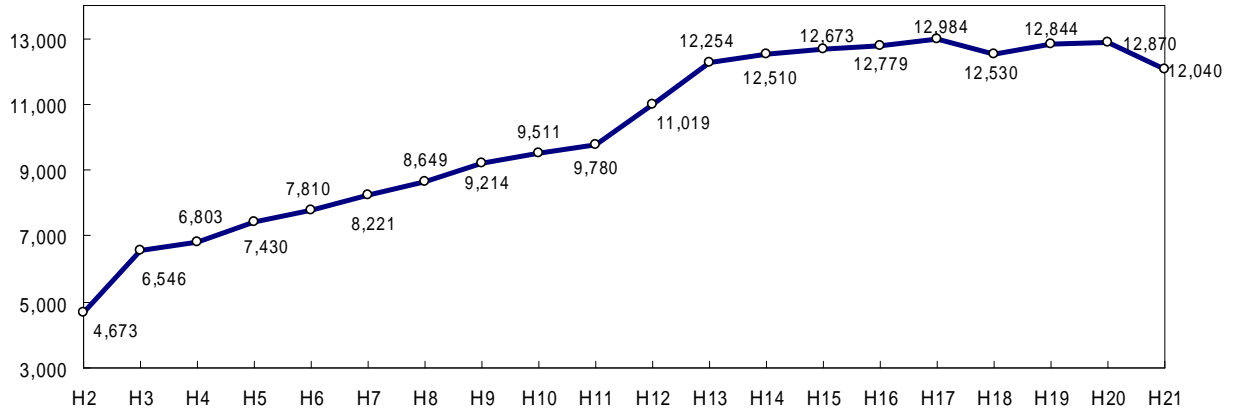
また、本県経済においては、東アジアとの取引が拡大するとともに、交流の面においても韓国・台湾からの旅行者が増加するなど東アジアとの結び付きは年々強まっています。

### (1) 外国籍県民

#### ア 外国人登録者の推移

平成 21(2009)年 12 月末現在の福島県内の外国人登録者数は 12,040 人で平成 20(2008)年(12,870 人)より約 6.4%減少しておりますが、平成 13(2001)年以降 12 千人台で推移し、増加傾向にあります。

### 【外国人登録者数の推移】

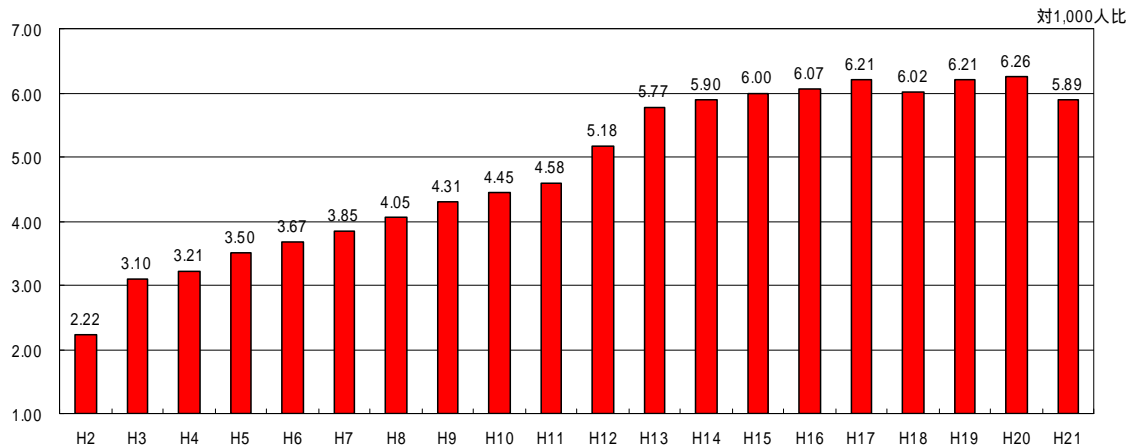


(「福島県の国際化の現状」 平成21年12月末現在)

### イ 県人口に占める外国人登録者数の推移

県人口に占める外国人登録者数(対1000人比)は、平成21(2009)年12月末現在は5.89人で、平成20年(2008)年6.26人より0.37人減少しているものの、増加傾向にあります。

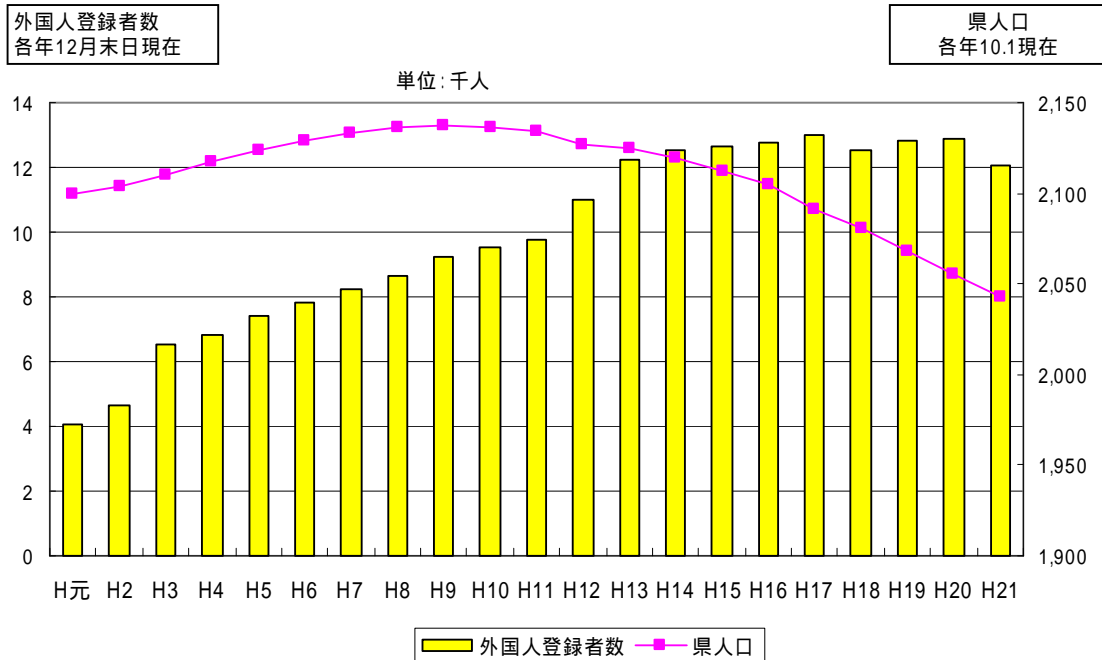
### 【県人口に占める外国人登録者数】



(「福島県の国際化の現状」 平成21年12月末現在)

県人口と外国人登録者数の推移を見ると、県人口が平成9(1997)年をピークに減少しているのに比べ、外国人登録者数は増加し、平成13(2001)年以降ほぼ横ばいで推移しています。

## 【県人口と外国人登録者数】



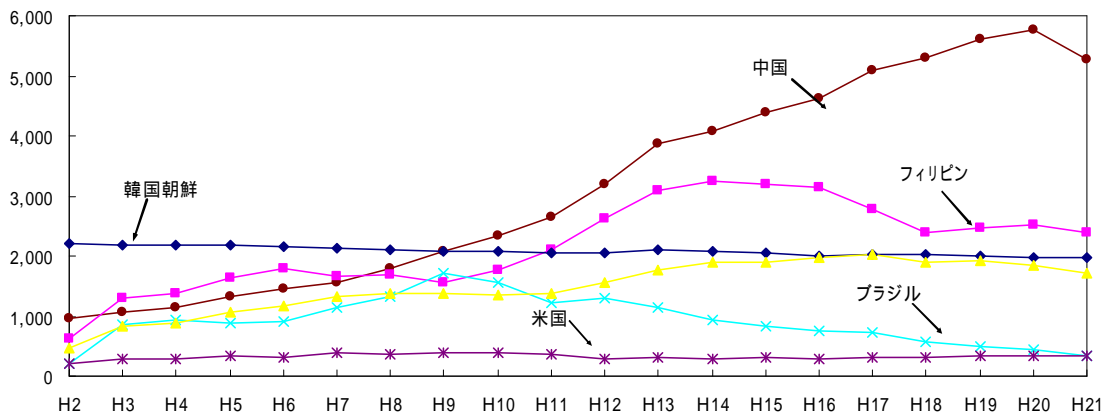
(「福島県の国際化の現状」 平成21年12月末現在)

## ウ 国籍別の内訳

中国籍の増加傾向、ブラジル籍の減少傾向が見られます。なお、平成21(2009)年は、中国、フィリピンやブラジルなどで減少していますが、このことは、急激な景気の悪化を受けて企業が外国人研修生の受入れや雇用を控えたことが大きく影響しているものと推測されます。また、韓国朝鮮籍は横ばいで、長期的には漸減しています。

中国、フィリピン、韓国朝鮮、ブラジルの4カ国の合計が全体の83%に達し、登録者で100人を超える国籍は、米国、タイ、ベトナム、カナダ、インドネシア、オーストラリアです。

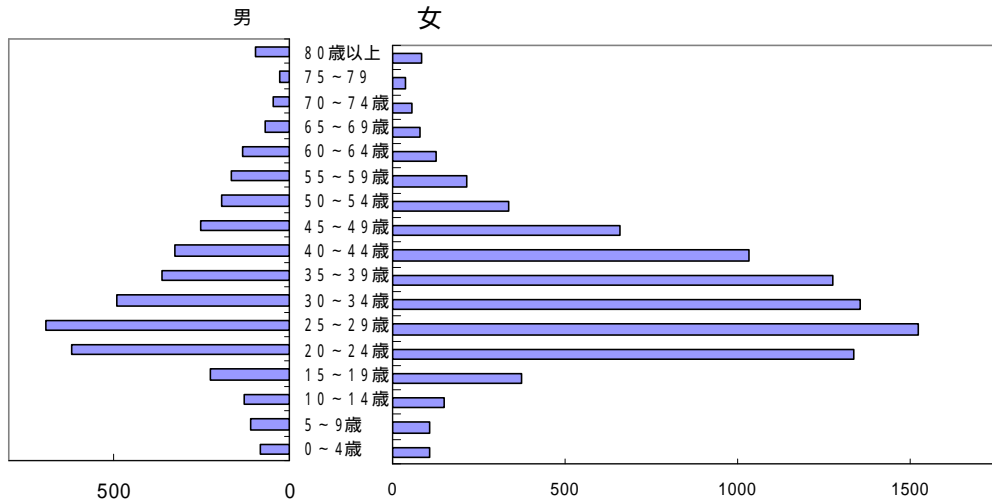
## 【国籍別の内訳】



## エ 性別・年齢別の外国人登録者数

県内外国人登録者の年齢別構成は、20～30代にかけて女性が著しく多くなっています。本県では、日本人男性と結婚して定住する外国人がここ数年ほどの間増加していると見られますが、このような女性配偶者が20～30代女性の増加の一因と推測されます。

### 【外国人登録者の年齢と性別】



平成21年版 在留外国人統計（法務省）  
平成20年12月末現在

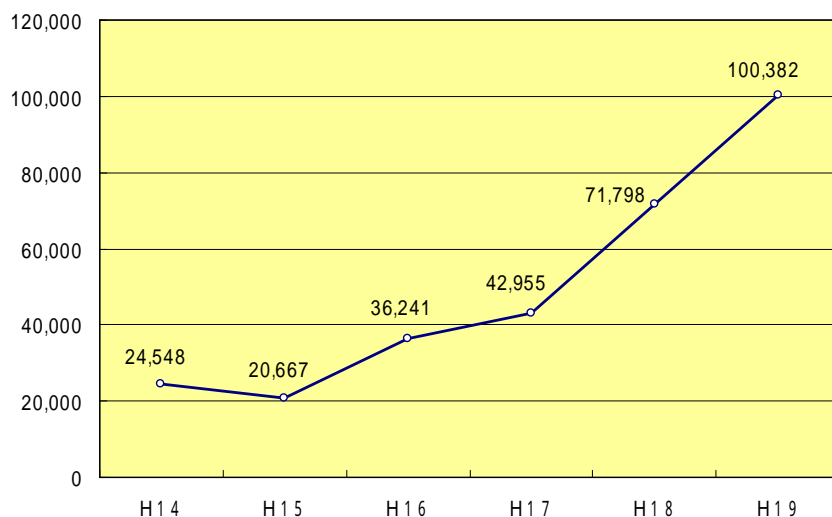
## (2) 本県における来県外国人数

### ア 外国人客宿泊者数の推移

本県における来県外国人数（外国人客宿泊者数）は、平成 18(2006)年は 71,798 人(対前年比 67.1%増)、平成 19(2007)年は 100,382 人(対前年比 39.8%増)と増加しました。

#### 【外国人宿泊者数の推移】

	H14	H15	H16	H17	H18	H19
合計	24,548	20,667	36,241	42,955	71,798	100,382



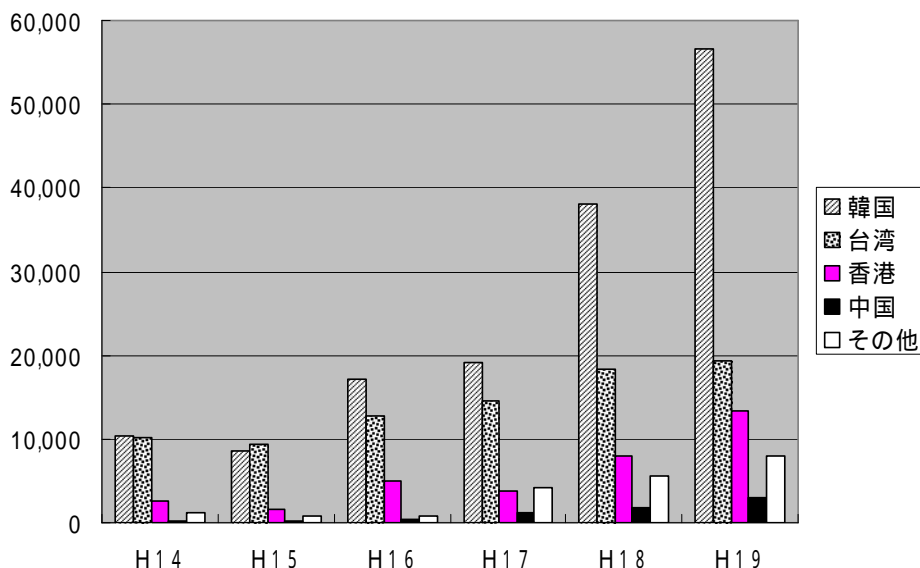
(県観光交流課調べ 宿泊者数は実人員ベース)

### イ 国籍別外国人客宿泊者数

国籍別では、韓国が最も多く平成 19(2007)年の来県外国人のうち 56,604 人(56.4%)、次いで台湾が 19,443 人(19.4%)、香港が 13,300 人(13.2%)となっています。

#### 【国籍別外国人宿泊者数】

	H14	H15	H16	H17	H18	H19
韓国	10,379	8,634	17,198	19,083	38,081	56,604
台湾	10,192	9,442	12,798	14,635	18,364	19,433
香港	2,586	1,672	4,884	3,825	7,910	13,300
中国	162	119	492	1,231	1,873	3,048
その他	1,229	800	869	4,181	5,570	7,997
合計	24,548	20,667	36,241	42,955	71,798	100,382

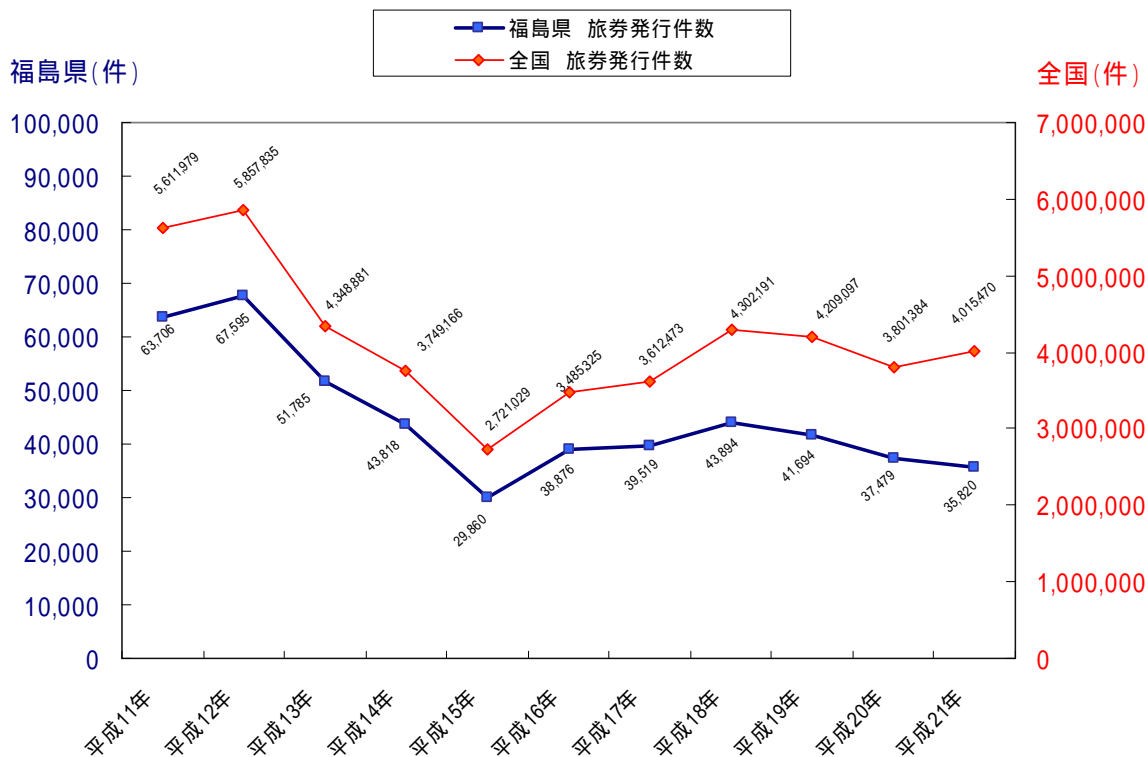


( 県観光交流課調べ 宿泊者数は実人員ベース )

### (3) 旅券発行の状況

平成 16(2004)年以降の福島県の年間一般旅券発行件数は、平成 11(1999)年～13(2001)年の 5 万～6 万件/年に比べ、4 万件/年前後でやや低調に推移しており、件数の伸びも見られなくなっています。また県人口千人当たりの有効旅券所持人数も 154 件と全国で 38 位と下位にあります。

#### 発行件数の推移



( 「平成21年旅券発給の概要」 )

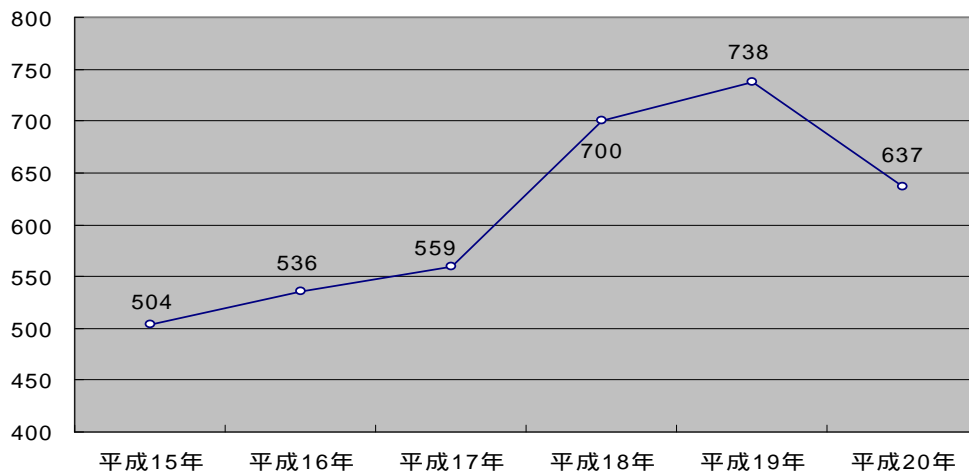
(4) 国際交流・国際協力活動への県民参加

- ・ 財団法人福島県国際交流協会のホームページに登載されている国際交流・国際協力を目的とする民間団体は、平成 21(2009)年 8 月現在で 104 団体となっています。
- ・ 財団法人福島県国際交流協会において、外国出身県民をサポートする「多文化共生サポーター」の登録者数は平成 20(2008)年度末で 197 人となっています。
- ・ 独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する青年海外協力隊事業、日系社会青年ボランティア事業やシニア海外ボランティア事業などに、本県出身者が平成 22(2010)年 1 月末までに累計 586 人が参加しています。

(5) 多言語行政サービスによる相談利用状況

外国出身県民が地域住民として安心して生活することができるよう、財団法人福島県国際交流協会において、さまざまな生活相談に応じています。相談内容として生活、家族、医療に関する相談が全体の 5 割を占めています。また、相談者の出身国は中国が全体の 5 割を占めています。

ア 多言語行政サービス事業相談窓口利用件数

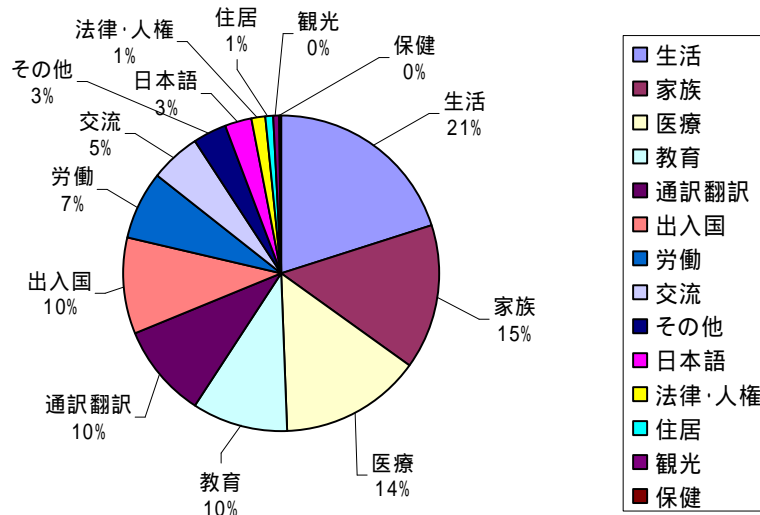


(件)

( (財) 福島県国際交流協会調べ )

イ 平成20年度相談内容別/国別割合表

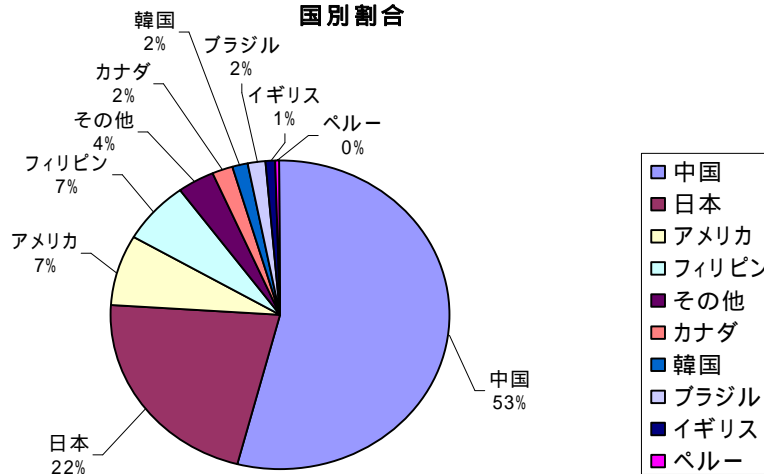
内容別割合



相談内容	生活	家族	医療	教育	通訳翻訳	出入国	労働	交流	その他	日本語	法律・人権	住居	観光	保健	合計
合計	127	96	92	62	62	61	45	33	22	18	9	5	3	2	637

(件)

国別割合



国別	中国	日本	アメリカ	フィリピン	その他	カナダ	韓国	ブラジル	イギリス	ペルー	合計
合計	343	140	47	44	23	11	10	10	8	1	637

「日本」については、行政機関からの相談 (件)

((財)福島県国際交流協会調べ)

(6) 野口英世アフリカ賞の創設

平成 20(2008)年に日本国政府は、アフリカでの疾病対策のための医学研究や医療活動の分野において顕著な功績を挙げた人々を顕彰するために、野口英世アフリカ賞を創設しました。平成 20(2008)年 5 月には同賞の「福島プログラム」により、第一回受賞者が本県を訪問し、県民との交流を深めました。

(7) 国際的なスポーツイベント等の開催

平成 21(2009)年 3 月に本県で初めて世界規模の競技会として、2009 年 F I S フリースタイルスキー世界選手権猪苗代大会が開催され、32 の国と地域から 508 名の選手団が参加するなど、スキー、スノーボードを始め、ゴルフやサーフィンなどの国際大会が本県で開催されました。

(8) 市町村の国際化への取り組み

平成 21(2009)年 8 月現在、県内 23 市町村が 31 組の姉妹都市交流を結び相互交流を活発に行うとともに、NPO や市町村国際交流協会による在住外国人への日本語教室の開催や相談窓口の設置を始め、民間団体との連携を含めた事業展開が見られます。

(9) 本県の貿易

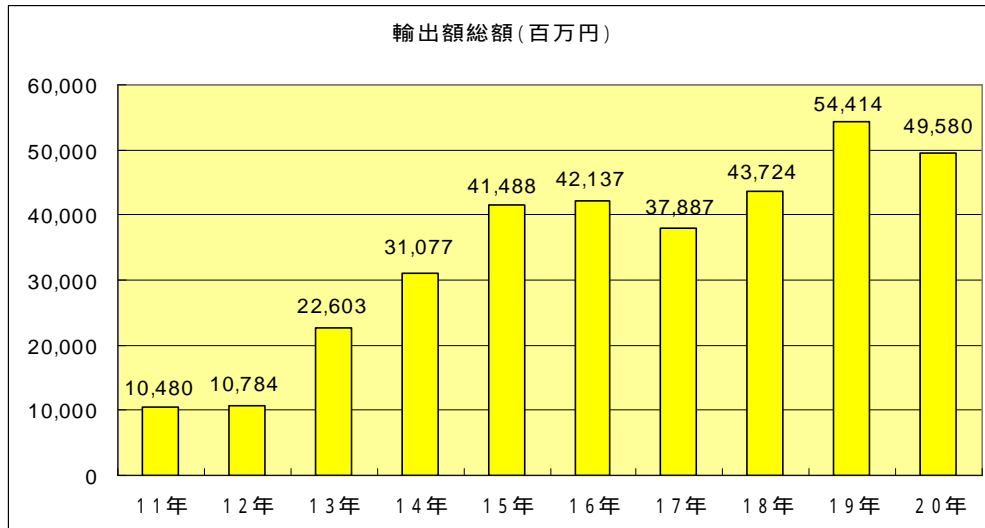
本県の貿易は、平成 20(2008)年の輸出入合計額が 5,928 億円(前年比 25.3%増)となり、6 年連続で過去最高を更新しました。

輸出については、平成 20(2008)年は 496 億円で、平成 14(2002)年時の 311 億円から約 1.6 倍に増加しました。

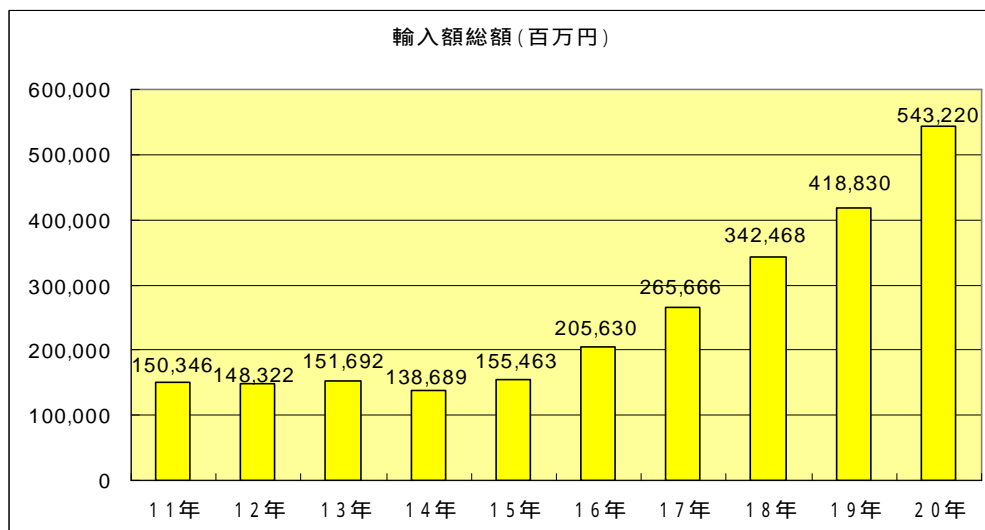
輸入については、平成 20(2008)年は 5,432 億円で、平成 14(2002)年時の 1,387 億円から約 3.9 倍に増加しました。

地域別の輸出入の割合については、下表「福島県の輸出(輸入)の地域別割合」のとおりです。いずれも東南アジアとの貿易が大きく伸びています。

### 【福島県の輸出総額】

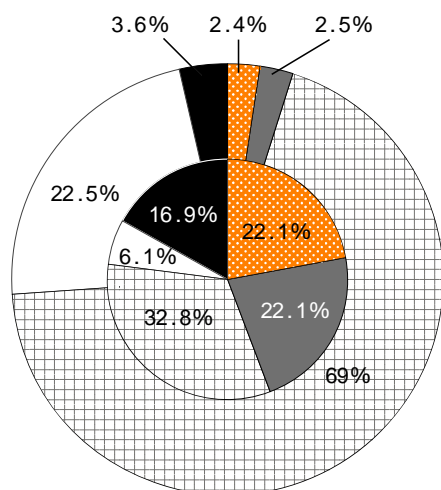


### 【福島県の輸入総額】

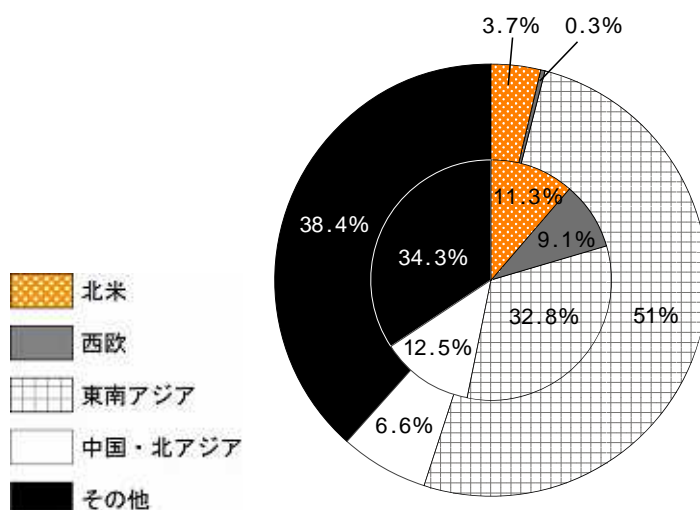


(小名浜税関支署「平成20年福島県貿易概況」)

【福島県の輸出の地域別割合】



【福島県の輸入の地域別割合】



内側の円は平成14年・外側の円は平成20年  
 (小名浜税関支署「平成20年福島県貿易概況」)

(10) 東アジア地域との関係の深まり

福島空港の国際定期路線は、平成11(1999)年に上海・ソウルの2路線が就航し、国際チャーター便も数多く運航しており、韓国からの観光客を中心に台湾、中国等からの来県者が増加しています。

また、東南アジア、中国との輸出入額の割合が増加するなど、東アジア地域との人の往来や物流の展開が盛んになり、その関係が深まっています。

### 3 課題

#### (1) 多様性の時代

世界には、多様な宗教、言語、文化、価値観があり、その多様性を尊重することが世界の豊かさや活力、創造につながります。

また、多様性は身近な地域に存在します。職場や学校など身近な地域社会で活躍する外国出身県民が増加しており、生活の場における交流の中からも新しい力が生まれるようになりました。

日常生活において外国人と接する機会や、外国において異文化に接する機会などが増大している中で、世界のさまざまな問題や文化について正しく理解し、異なる文化を持つ人々とともに生きていくための資質や能力を身に付けることが求められています。

そして、お互いの国、文化や生活の多様性等を相互に理解しながら、さまざまな分野で県民主体の国際交流・国際協力活動を促進し、活動主体間で連携することが重要となります。

#### (2) 地球の中の地域

地球温暖化などの環境問題を始め、貧困、食糧不足など地球規模の課題について、世界は協力して取り組む必要があります。このことは、地域においても無縁ではありません。

また、世界が共通して取り組まなければならない感染症の問題、人権問題や教育・文化の振興などの課題もそれぞれの地域が、あるいは、一人ひとりが日常生活の中で取り組んでいく必要があります。

#### (3) 個人の力の拡大

一人ひとりが地球的課題を意識しなければならない中で、国だけではなく、自治体などのほか、NGO、一人ひとりの市民が問題解決に関わるようになってきました。

また、発達した交通と情報通信のネットワークで個人が世界と容易につながるようになったことにより、一人ひとりの市民の影響力が強くなり、果たすべき役割も大きくなっています。

#### (4) グローバル化への対応

あらゆる分野で世界が互いに強く影響しあう中において、グローバル化についての市民意識を醸成するとともに、互いの多様性を尊重しつつ共生できる魅力ある社会を構築し、国際性豊かな地域社会づくりを進める必要があります。そしてその魅力を国内外へ積極的に発信し、地域の活性化に結びつけていくことが求められています。

## 見直しの視点

### 視点1：地球市民意識の向上

- ・ 国際的な視野を身に付けた人の育成
- ・ 地球的課題の共有と解決に向けた取組みの促進

### 視点2：多様な国際交流・国際協力活動の促進のための支援及び連携

- ・ さまざまな国や地域との多様な交流の促進
- ・ 草の根交流・国際協力活動の促進のための情報提供を始めとする支援
- ・ NPO や市町村などとの連携の促進
- ・ 福島空港就航先との一層の交流促進
- ・ JICA 二本松と連携した国際協力活動の一層の推進  
青年海外協力隊員等の活用  
安全・安心の確保への対応

### 視点3：多文化共生社会の推進

- ・ 外国出身県民とともに生きる地域社会づくり

### 視点4：世界への情報発信

- ・ 国際会議・国際的なイベント等の誘致・開催を通じた世界への情報発信
- ・ 「おもてなしの心」を持った国際交流の促進

## 基本目標

新たな総合計画の基本目標である「人がほほえみ、地域が輝く“ほっとする、ふくしま”」を実現するとともに、あらゆる分野で世界が互いに強く影響しあうようになってきている現下の社会情勢の変化等に的確に対応するために、国際施策推進に当たっての基本目標を次のように定めることとします。

また、この基本目標を達成するために、うつくしま国際施策基本計画（平成18年3月策定）で掲げた基本目標「地球市民のふくしまをつくる」「多様なネットワークづくり」「多文化共生社会の構築」を継承しつつ、基本的な柱を次のとおり定め総合的な施策を推進していくこととします。

基本目標：「人と地域が輝き、世界に広がる『ふくしま』の実現」

### 基本的な柱

- 1 地球市民の育成
- 2 多様なネットワークの構築と活用
- 3 多文化共生社会の推進
- 4 世界への情報発信

#### 1 地球市民の育成

人づくりは、個人と地域の発展の鍵であることから、国際的視野を持った国際社会をリードできる人を育成します。

- ・ 地球的な課題を共有し、国際的な広い視野を持った県民
- ・ 課題の解決に向かって参加・実践する県民
- ・ 地球社会の一員として行動するとともに、地域の個性を大切にする県民

#### 2 多様なネットワークの構築と活用

国際交流・国際協力活動は、人と人とのつながりが最も大切であることから、人と人との交流を軸にしながら、県民、民間団体、市町村、県など多様な主体による多彩な国際交流・国際協力活動の展開を促進し、さらに、各主体間のネットワークの構築に努めます。

- ・ さまざまな国や地域との多様な交流の促進
- ・ 県民主体の国際交流・国際協力活動による地域の国際化や活力の向上
- ・ JICA二本松との連携による国際協力の一層の推進
- ・ 国際交流・国際協力に取り組む民間団体の活動への支援
- ・ 国際的な経済交流の活発化

### 3 多文化共生社会の推進

国籍などの異なる人々が互いの文化や価値観の違いを理解し合い、ともに地域社会の一員として安心して暮らすことのできる、多文化が共生する地域社会の形成を目指します。

- ・ 外国出身県民が暮らしやすい地域社会づくり
- ・ 多様な文化的背景を有する人々が共生する地域社会づくり

### 4 世界への情報発信

県民一人ひとりが、本県の魅力を再発見し、自ら発信する気運を高めるとともに、県民、企業、市町村などと連携し本県の情報発信を進めます。

- ・ 国際会議、文化・スポーツ大会等の国際的イベントの誘致・開催への取組みと世界に向けた情報発信
- ・ 「おもてなしの心」を持った国際交流の促進

## 施策体系の内容

### 1 地球市民の育成

#### 1 地球市民の育成

さまざまな分野において国の枠を越えた地球規模での活動が展開されている中、地球的な課題を共有することや地域の魅力を国際社会へ発信することがますます必要になっており、その基盤となる人づくりが不可欠となっています。そのため、グローバル化社会に適切に対応するための人を育成する必要があります。

##### (1) 県民の地球市民意識の向上

広く県民の地球市民意識の向上を図るため、地球的課題の事例、世界各国の文化や海外との具体的な交流活動などについて、県民が直接・間接的に体験する機会を提供していく必要があります。

##### 《施策の展開》

###### 自国及び地域文化の理解

国際交流にあたり、自国や地域の歴史、文化、伝統などに対する理解を深めることが必要なことから、本県の素晴らしさを再認識し、また、魅力を再発見することができるよう、優れた文化に接する機会の充実や学習機会の充実を図ります。

###### 国際理解教育、国際理解講座等の実施

- ・ 県内在住外国人と児童生徒などとの交流の機会を図ることにより国際理解教育を推進します。
- ・ 県民の国際理解、異文化理解、飢餓や貧困など地球的課題への理解を深める国際理解講座やセミナーなどを開催します。

###### 地域における国際体験・国際交流の機会の提供

- ・ 地域と世界が共有する課題などに関し、海外の取組みや多様な活動主体による取組みを学ぶ機会を提供します。
- ・ 地域において、県民が外国人や異文化、地球的課題の現状などに接する機会を設け、県民の国際化に対する意識や関心を高めます。

##### (2) 多文化共生理解の促進

地域において、外国出身県民の増加に伴い世界各地の多様な文化、習慣などに接する機会が増大する一方、さまざまな問題も増加していることから、多様な民族が、多様な文化を持っていることを理解し、互いの文化的背景や考え方などへの理解を深めながら、ともに暮らしていくという意識づくりの推進が重要になります。

《施策の展開》

外国出身県民の人権の啓発

外国出身県民の人権に関する啓発資料の活用などにより、外国出身県民の人権について県民に対する啓発を行います。

多文化共生を視点に入れた講座等の実施

多文化共生を取り入れた国際理解講座などを開催し、県民の異文化理解を深め、外国出身県民とともに暮らしていくための自らの行動を考える機会を提供します。

(3) 国際協力の普及啓発

温暖化、飢餓や貧困などの地球規模でのさまざまな問題が深刻化すると同時に、経済や人的交流の活発化等、あらゆる面においてボーダーレス化が進展している中、これらの問題を自らの問題として認識し、身近なレベルからその解決に向けて行動しようとする意識の醸成が求められています。

《施策の展開》

国際協力の普及啓発

国やJICAなどとの連携を通じ、国際協力についての意識啓発を図るとともに、飢餓や貧困など地球的課題の現状に接する機会を設け、地球市民としての意識の向上を図ります。

(4) 国際的な視野を持ち国際社会をリードできる人の育成

固定観念にとらわれない独創的な発想と、果敢に挑戦する勇気と行動力を持って世界で活躍し、国際社会をリードできる人を育成します。

《施策の展開》

外国語教育の充実とコミュニケーション能力の向上

語学指導や国際交流に関わる外国青年招致を推進するとともに、地域との連携を図りながら、児童生徒の語学力、コミュニケーション能力や異文化への理解を高め、国際的な視野で考えることのできる能力の向上を図ります。

国際人の育成

双葉地区教育構想や大学とも連携した特色ある中高一貫教育により、国際人として社会をリードする人づくりを推進します。

海外との交流活動の促進

教師や生徒の海外との相互派遣や学校間交流を促進します。

(5) 地球的規模の課題への取組み

県民一人ひとりが社会生活のさまざまな局面で、世界とのつながりを意識し、地球規模の課題に取り組むことが大切な時代になっています。

### 《施策の展開》

#### 地球規模の課題解決に向けた取組みの推進

美しい自然環境や快適な生活環境が将来にわたって保全され、環境負荷の少ない低炭素・循環型社会への転換が求められています。そのため、自然環境の保護と適正な利用を推進するとともに、深刻化する地球温暖化や資源のひっ迫に対応するため、地球温暖化防止に貢献する環境技術の普及や省資源・省エネルギーの取組みを推進します。

#### 国連等国際機関の取組みへの協力

国連、ユニセフ等による貧困や飢餓の撲滅、疾病のまん延防止、環境問題などの世界的な取組みへの県民参加を推進します。

## 2 多様なネットワークの構築と活用

### 1 多様な交流・連携の促進

社会経済のグローバル化の進展など、今や、県内外さらには海外においてさまざまな分野での交流が進んでいます。こうした中、本県の新たな活力を生むためにも本県と世界各国との間での多様な交流が重要となり、より多くの県民が参加し、主体的に取り組むべき国際交流・国際協力活動の展開が求められます。

また、世界各国との交流を効果的かつ多角的に進めていくためには、民間団体や行政が連携を図ると同時にネットワークづくりを進めていくことが必要です。

#### (1) 多様な交流の促進

世界各国・地域との多様な主体による多彩な交流が、本県の国際化、さらには地域の活性化につながります。

### 《施策の展開》

#### 草の根交流の推進

地域社会の主役である個々の県民及び民間団体が、それぞれ関心を持つ事柄に応じた国際交流・国際協力活動に主体的に取り組めるよう情報提供、活動支援を積極的に行い、さまざまな国や地域との多様な交流を促進します。

#### NPO等への活動支援

NPO などに対し学習・研修の機会の提供や活動助成に関する情報の提供を行います。

#### 新たな交流の展開

あらゆる面において海外との関係が深まってきている中、持続的な関係を築いていくことが求められており、単発的な関係から持続的な友好関係を築く国際交流・国際協力活動への展開をめざします。

- (2) 文化・スポーツを始めとする多様な地域間交流の促進  
本県の魅力や強みを生かした多様な交流が求められています。

《施策の展開》

文化・スポーツを始めとする多様な地域間交流の促進

- ・ 民間団体や市町村などによるさまざまな国際交流事業との連携を強化し、文化やスポーツなどを通じた交流を促進します。
- ・ 県内大学が行う海外との学術などの交流促進のための情報提供を行います。

国際交流員等を活用した交流の推進

これまで受け入れた国際交流員などを活用しながら地域間交流や相互理解の促進に取り組みます。

- (3) 国際経済交流・国際観光の推進

経済のグローバル化に伴い、海外との貿易や投資などの交流の進展、国際観光の振興は、県内経済を活性化させる上で重要であることから、県内経済の国際的な競争力を高めるための環境整備に取り組む必要があります。

《施策の展開》

地域経済の国際化の促進

- ・ 県上海事務所はもとより、日本貿易振興機構（ジェトロ）福島貿易情報センターを始めとする関係機関・団体の機能を活用し、海外の経済動向等に関する情報収集・提供を行うとともに、本県と海外との経済交流の機会創出・拡大に努めます。

国際観光の推進

- ・ 観光による交流を活発化させるため、多様化する観光ニーズに対応した魅力あふれる旅行商品の提案を積極的に行い、外国人観光客の誘客を促進します。
- ・ 幅広いニーズに対応可能な魅力的な広域観光ルートの開発に取り組みます。
- ・ 将来のリピーターとなる海外の若年層の誘客を促進するため、学校交流やホームステイ等の受入態勢の整備を図り、海外と本県の若年層との相互交流の機会創出に努めます。

- (4) 留学生への支援

文部科学省は、留学生数のさらなる拡大とその支援のために「留学生 30 万人計画」を打ち出し、2020 年までに留学生受入れ数を 30 万人まで増やすことを目標としています。海外からの留学生の受入れを進めることにより、人材育成を通じた国際貢献や大学の国際的な競争力が高まります。また、地域にとっても、異文化との交流、相互理解、友好関係の促進に貢献することが期待されます。

《施策の展開》

留学生の受入れ及び交流の促進

- ・ 大学、高校等における留学生の受入れを促進するため、留学生支援策の検討や情報の提供を行います。
- ・ 地域の発展に大いに貢献してもらうため、留学生と地域の住民や企業との交流など、地域で活躍できる場づくりや支援策を検討します。

(5) 在外県人会との交流

在外県人会は、本県から海外へ移住した方々及びその子弟が組織している団体です。海外の国や地域と本県との架け橋となっており、本県と歴史的に貴重なつながりを有しています。在外県人会との相互の交流は、移住先国等の発展に貢献する機会になるとともに、日本の文化や自らが住む地域に対する認識を深める機会にもなります。

《施策の展開》

在外県人会の活動支援

在外県人会に対し、運営の助成、ふるさとの情報提供などの協力・支援を行います。

青少年交流

北米、中南米に移住した県人子弟の留学生や研修生を受け入れるなどの青少年交流を行い、将来、双方の交流の架け橋となる人の育成を行います。

(6) 国際交流・国際協力団体間のネットワークづくりの促進

国際交流・国際協力活動を主体的に行っている各種団体が、より有機的かつ強力に活動を推進することができるよう情報や人的資源の共有を行うことが必要です。

《施策の展開》

国際交流・国際協力団体間のネットワークづくりの促進

- ・ 民間団体、市町村国際交流協会及び県内市町村などに対し、連携して地域に根付いた活動を行えるよう支援します。
- ・ 公共性の高い目的や課題を共有する NPO 同士及び行政と NPO などのネットワーク形成を支援します。

## 2 中国・韓国を始めとする東アジア地域との交流の推進

近年、中国を中心とする東アジア地域が急速に経済発展を遂げており、投資や貿易などの経済活動のみならず、青少年交流などの人的交流を通して日本との関係が深まっている中、本県においても、東アジア地域の活力を取り込み、ともに発展していくという視点が重要になります。

(1) 福島空港就航先との一層の交流促進

本県における重要な交通・物流拠点の一つである福島空港の国際定期路線や県上海事務所を活用し、観光・経済交流を始めとしたさまざまな交流や国際協力活動を推進することが期待されています。

《施策の展開》

中国・韓国との交流の促進

- ・ 県上海事務所や財団法人自治体国際化協会ソウル事務所などの機能を活用し、本県と中国、韓国との経済や文化、観光等の交流を推進します。
- ・ 福島空港を活用した各種交流が拡大するよう民間団体や市町村などを支援します。

姉妹・友好都市交流に関する情報提供

県上海事務所などを通じた情報収集や財団法人自治体国際化協会ソウル事務所への職員派遣を通じた現地情報の収集に努め、県民への情報提供を行うとともに、姉妹・友好都市交流を希望する県内市町村への情報提供等を積極的に行います。

(2) 経済交流や青少年交流を始めとするさまざまな交流の活発化

中国、韓国を始めとする東アジア地域との経済交流や青少年交流に力を置くことがこれまで以上に求められています。

《施策の展開》

中国・韓国を始めとする東アジア地域からの観光客の誘致促進

東アジアを中心とした海外からの誘客を推進するため、現地における観光プロモーションや商談会の開催、現地旅行関係者の招待事業の実施などのPR活動に積極的に取り組みます。

海外における販路の拡大

東アジア地域を輸出促進重点地域として位置づけ、輸出相手国の検疫制度等の輸出条件や消費者ニーズ、小売店の消費者動向等を調査・分析し、輸出に意欲的に取り組む県内企業、団体等を支援します。

また、県内企業等に対して、バイヤーとの商談機会の提供や輸出国の市場に合った商品開発の提案等を行うとともに、海外の百貨店やスーパーなどにおいて、現地輸入商社等との信頼関係を構築しながら販売促進活動を展開し、東アジア市場を中心に県産品の販路拡大と継続的な輸出を促進します。

国際教育旅行の推進による交流の促進

東アジアを中心とする海外からの教育旅行の誘致並びに本県若年層の国際化に向けた交流活動に積極的取り組みます。

### 3 国際協力活動の推進

温暖化や貧困などの地球規模での問題が深刻化する中、国のみならず自治体や

草の根レベルにおいて、それらの問題解決に取り組むことが求められています。

(1) JICA 二本松等との連携強化

本県の特徴を生かした国際貢献・国際協力のための事業をこれまで以上に展開していくことが必要です。

《施策の展開》

JICA二本松との連携強化

- ・ JICA 二本松が本県に所在する地域特性を活かし、国際協力活動に関する普及啓発事業や国際協力活動へ積極的に取り組みます。
- ・ 青年海外協力隊などの国際協力活動への県民参加を JICA と連携して促進します。

本県の特徴や技術を活かした国際協力の推進

- ・ 開発途上国に対し、JICA や国の機関と連携しながら環境分野や産業分野、保健衛生分野などにおいて本県が有する技術、知識、経験を活かした国際協力を実施します。
- ・ また、これらの協力活動を通し当該地域などとの交流を進めることにより、県内地域の活性化につなげます。

海外からの研修員受入れ

本県と海外との技術交流を促進するために JICA、外国政府などの協力・連携のもと、研修生の受入れに取り組み、人の育成による国際貢献を図ります。

(2) 野口英世アフリカ賞を通じた国際交流・国際協力活動の推進

野口英世博士ゆかりの地である本県が、野口英世博士の偉業を県民のみならず世界に伝えていくとともに、野口英世アフリカ賞を契機に新たな国際交流・国際協力活動を展開することが期待されています。

《施策の展開》

野口英世アフリカ賞からの展開

- ・ 第1回野口英世アフリカ賞受賞者の本県訪問を契機に始まった本県小学校及び中学校とガーナの学校との交流を進展させるよう取り組みます。
- ・ 5年ごとに開催される野口英世アフリカ賞の受賞者を通じた国際交流・国際協力の進展に努め、本賞が目的とする人類の繁栄と世界平和への貢献への一翼を担います。
- ・ 野口英世博士の偉業を顕彰し、その偉業を子どもたちを始め県民にさらに伝えていくとともに、世界へ情報発信します。

青少年の交流促進

アフリカに対する認識を高め、異文化や地球的規模の問題への理解を促進するとともに、青少年の交流促進に努めます。

### (3) 青年海外協力隊員等の活用

青年海外協力隊員、日系社会青年ボランティアとして開発途上国に派遣された本県出身者は、昭和40(1965)年の制度発足当初からの累計が550人（H22（2010）年1月末現在）で全国21位、東北2位となっています。しかしながら、隊員の多くは帰国後、県外で就職するなど国際協力に携わった人材が県外へ流出している現状にあります。こうした隊員経験者の持つ知識や技術などを地域で活用し、本県の活性化につなげることが今後ますます重要になります。

#### 《施策の展開》

##### うつくしま国際協力大使の任命と活用

- ・ 任国において本県の情報を発信するとともに任国の生活・文化等を県民に紹介するなど、県民と世界の人々との友好の架け橋として活躍してもらうため、本県出身の青年海外協力隊員等を「うつくしま国際協力大使」に委嘱します。
- ・ 「うつくしま国際協力大使」が任国で活躍できるよう積極的にサポートし、本県と任国との交流や国際貢献を促進します。

##### 青年海外協力隊員等の活用

- ・ 青年海外協力隊員等が、さまざまな分野においてその知識や技術などを県内で発揮できるよう、人材情報等を集積し提供することにより地域の活性化に活かします。

## 4 国際交流における安全・安心に支えられた環境整備

本県の国際化への対応強化のための環境整備が必要となります。

### (1) 交通・物流基盤の整備

人や経済の交流が地球規模で自由・活発に行われている中、本県を拠点とした多様な国際交流が促進されるためには、海外との交流窓口である福島空港や小名浜港などの空港・港湾機能を高めるとともに、県内を移動する外国人への利便性の向上なども含めた総合的な交通・物流施策の推進が必要となります。

#### 《施策の展開》

##### 空港・港湾の機能強化及び利用促進

- ・ 上海、ソウル路線の利用拡大を図るとともに、福島空港の国際航空貨物の利用促進に取り組みます。
- ・ 台湾などとのチャーター便運航の充実に努めます。
- ・ 福島空港利用促進活動を行う団体などへの支援を実施するとともに、航空会社と連携して利用促進活動を実施します。
- ・ 小名浜港、相馬港において、港湾機能の高度化を図ります。

##### 道路標識の整備

道路標識の整備にあたっては、外国人にもわかりやすいローマ字併用表示などの対応をします。

(2) 県行政の国際対応力の強化

本県の国際化を推進するにあたっては、海外との交流のための職員体制の整備、海外との交流を通して得られた知識や技術等の県政への反映など、国際対応力を高める取組みを推進する必要があります。

《施策の展開》

国際化に対応するための体制整備

国際交流員及び通訳員の配置や職員の海外派遣研修等により、国際関連事業の企画及び実施などへの対応力の強化を図ります。

(3) 財団法人福島県国際交流協会への支援

財団法人福島県国際交流協会は、県の国際施策を補完するため、外国出身県民を含む県民と行政との支援調整機関及び先導的事業の実施機関としての役割を果たしています。

外国出身県民のサポート体制を充実し県民ニーズへの確に対応するため、協会がより主体的にその機能を発揮できるよう引き続き支援していく必要があります。

《施策の展開》

協会運営への支援

協会が行う先導的事業への取組みや、県民、NGOの活動支援などの機能を十分発揮できるよう支援を行います。

(4) 県民の安全・安心確保に向けた取組み

海外との活発な交流を進展させるためには、それに伴い増加が懸念される外国人等が関係する犯罪、海外における事件・事故などの被害、新たな感染症の発生など県民の安全・安心に係る問題について適切な対応を行うことが必要になります。

《施策の展開》

海外での事件・事故等への対応

- ・ 国と連携し、ホームページを活用した海外の安全に関する各種情報を提供します。
- ・ 海外での事件・事故の発生時において、国及び関係機関と連携し、県民の安否情報などの収集・提供に努めます。

感染症や食品の安全確保等への対応

- ・ 国と連携を図りながら、海外渡航者の感染症発生時の対応や県民への情報提供を適時実施します。
- ・ 「福島県新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、国や関係機関との情報の共有、連携を図りながら県民への情報提供を適時実施します。
- ・ 「福島県食品の安全確保に係る基本方針」及び「福島県食品安

全確保対策プログラム」に基づき、生産から消費に至る食品安全確保対策をより一層推進します。

警察の外国人関係事案対応体制の整備

- ・ 外国人が関係する事案が増加している現状を踏まえ、国際捜査室において警察職員及び外部委託通訳人による通訳・翻訳業務を一元的に管理・運営し効果的に事案処理を行うとともに、通訳要員の育成を図ります。
- ・ 外国語交通安全教育用教材を活用した交通安全教育に努めます。

### 3 多文化共生社会の推進

#### 1 外国出身県民とともに生きる地域社会づくり

ライフスタイルや価値観が多様化する中、さまざまな人々がともに社会を築き上げていく必要性が高まっています。また、国際化の進展により、地域における外国人の存在感が増しており、外国出身県民を含むすべての県民がともにいきいきと活躍し、人と人との支え合いの心が息づく社会を形成する必要性が増しています。

##### (1) 外国出身県民が暮らしやすい地域社会づくり

国籍や民族などの違いにかかわらず、すべての県民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らし、その持てる力を十分に発揮できる社会づくりを推進します。

##### 《施策の展開》

##### 外国出身県民へのサービスの充実

- ・ 外国出身県民が地域社会で安心して生活するためには、日本語でのコミュニケーションが必要であることから、外国出身県民の日本語の学習機会の拡充に努め、学習意欲を高めます。
- ・ 多言語による生活関連情報の提供を始め、多言語による相談機能の強化を図るなどそれぞれの地域において外国出身県民をサポートする環境づくりを進めます。
- ・ 日本語教室などのボランティア活動を促進するとともに、日本語能力を有する外国出身県民によるボランティア活動の機会づくりなどを進めます。
- ・ 財団法人福島県国際交流協会が養成登録しているふくしま多文化共生サポーターの活動支援を進めます。
- ・ 生活や労働、医療など外国出身県民が抱えるさまざまな問題について、関係機関との積極的な情報交換などを行い、連携を強化します。

##### 災害等への対応

言語面での障壁などから災害弱者となりうる外国出身県民の安全を確保するため、県防災計画に基づく災害への備えや、情報提供を適切に実施します。

##### (2) 外国出身県民の社会参加の促進

人と人との間に支え合いの心が息づく社会を構築していくためには、外国出身県民もともに地域を支える担い手であることを自覚することが重要であり、ともに暮らす構成員として積極的に社会への参加を促し、豊かで活力に満ちた魅力ある社会を実現することが必要です。

#### 《施策の展開》

外国出身県民に対する広聴機能等の拡充

国際的な視点からの検討を要する計画、施策や課題等に関し、外国出身県民の意見を聴く機会の拡充に努めます。

外国出身県民と地域との交流の促進

外国出身県民のコミュニティやネットワークを活かし、日常生活を通じた交流を促進するとともに、外国出身県民が地域において活躍できるよう、地域活動への参加を促進します。

## 4 世界への情報発信

### 1 世界への情報発信

本県は、豊かな自然や伝統文化など数多くの観光資源に恵まれており、その魅力を国内はもとより海外においてアピールし、活力ある地域づくりを進めることが必要となっています。

#### (1) 国際会議等の誘致

本県のイメージづくりと認知度向上のため、国際会議や国際的なイベント等の誘致・開催を促進し、世界へ本県の魅力を戦略的に情報発信することが求められています。

#### 《施策の展開》

関係機関との連携強化

国際会議、インセンティブ旅行、国際的なスポーツ・文化イベントなどの誘致・開催に向けて、外務省や観光庁などの国の機関及び市町村等の関係機関との連携を強めるとともに、部局横断的な取組みを進めます。

誘致促進のための情報収集の強化

国内で開催される国際会議や国際的なイベントなどの情報収集を積極的に行い、誘致促進につなげます。

誘致のための環境整備

- ・ 県内で開催されるコンベンションについての支援を行うなど、受入態勢の整備を図ります。
- ・ 野口英世アフリカ賞における記念事業や、公立大学法人での国際会議開催の実績を活かした誘致に積極的に取り組みます。

(2) 外務省等と連携した情報発信

外務省など国の機関や関係機関の協力・連携により、本県の魅力を効果的に発信することが重要になります。

《施策の展開》

外務省等との連携事業の強化

外務省等との連携事業を積極的に進め、在日各国大使館や総領事館などに対する本県の産業・文化などの PR を通し、海外へ本県の魅力を積極的に発信します。

観光庁及び日本政府観光局（JNTO）との協力・連携

観光庁及び日本政府観光局との協力・連携により、国際会議等の誘致など、本県への来県外国人増に向けた取組みを進めます。

(3) 国際交流・国際協力活動に関する情報発信の促進

本県の自然や観光に関する魅力のみならず、国際交流・国際協力活動に関する情報発信を行い本県の認知度を高めます。

《施策の展開》

国際交流・国際協力活動に関する情報発信

- ・ 県民等の行う国際交流・国際協力活動について、ホームページを活用して積極的に情報発信します。
- ・ 語学指導等を行う外国青年（JETプログラム参加者）などが日本や福島の魅力をも母国へ情報発信できるよう、文化体験などを通じた県民との交流活動の促進に努めます。

(4) 情報発信機能の向上

海外に向けた情報発信は、ホームページを活用することが有効な手段の一つであることから、その機能充実を図る必要があります。

《施策の展開》

外国語によるホームページの充実

外国語による県ホームページを充実させ、情報発信機能の向上を図ります。

海外広報の活用

日本のメディアはもとより、海外メディアを積極的に活用し、本県に関する情報発信に努めます。

## 2 「おもてなしの心」を持った国際交流の促進

地域の活力を活かし、来訪者をもてなす心を大切にした交流が地域の魅力をより一層高めます。

### (1) 「おもてなしの心」を持った国際交流の促進

#### 《施策の展開》

##### 国際交流体験の機会の提供

観光ボランティアの育成等を通して、外国人観光客との交流機会の提供などを進めるとともに、「おもてなしの心」を大切にした交流を促進し本県の魅力を積極的に発信します。

## 推進体制

### 1 推進体制

#### (1) 県の果たすべき役割

- ・ 県は、県民や、民間団体等の活動を支援するとともに、本県の強みを生かした国際交流・国際協力活動や多文化共生の地域づくりなどを総合的に推進します。
- ・ 国際施策の推進に関し、庁内関係部局相互の緊密な連携及び調整を図ります。
- ・ 福島県の国際化の現状を表すデータなどを公開します。

#### (2) 県民との協働

- ・ 公益性の高い活動に関して、ボランティア・NPO と県とが目標を共有し、協力関係を進めます。
- ・ 市町村や企業の参加など幅広く連携を進めます。
- ・ 事業協力、情報提供・交換、後援等内容に応じた多様な協働を進めていきます。

#### (3) 財団法人福島県国際交流協会に期待される役割

- ・ 財団法人福島県国際交流協会は、蓄積された専門的なノウハウを生かし、市町村や市町村国際交流協会、大学、NPO などとの連携のもと協会主導の事業運営を行っていくことが期待されます。

#### (4) 市町村と県

- ・ 市町村は、住民にもっとも近い行政主体として、外国出身県民にとって暮らしやすい生活環境の整備や、住民への国際交流機会の提供を行うことが期待されます。
- ・ 県は、市町村域を越えて広域的にサービスを提供することが合理的である分野を担うほか、各市町村に共通する情報の収集と発信など、市町村と相互補完的な機能を担います。

#### (5) 国等との協力

- ・ 県は、地域の現状に基づいた課題の改善の働きかけを国に対して継続して行うとともに、外務省などとの連携事業を積極的に行っていきます。
- ・ 国際交流・国際協力に関して、全国的または世界的 NGO とも協力し、その海外ネットワークや専門性を生かすよう努めます。
- ・ 外国の政府・地方政府、在日公館と協力し、それらの国などの情報を生かすことに努めます。

## 指 標

本計画推進の参考値として下記の指標を設定し、各施策の推進に努めます。

### (1) 地球市民の育成

指標	現状	平成26年度
国際交流民間団体の会員数	20,000人 (平成20年度)	22,000人以上
青年海外協力隊の派遣者数(累計)	538人 (平成21年12月末)	参考指標

### (2) 多様なネットワークの構築と活用

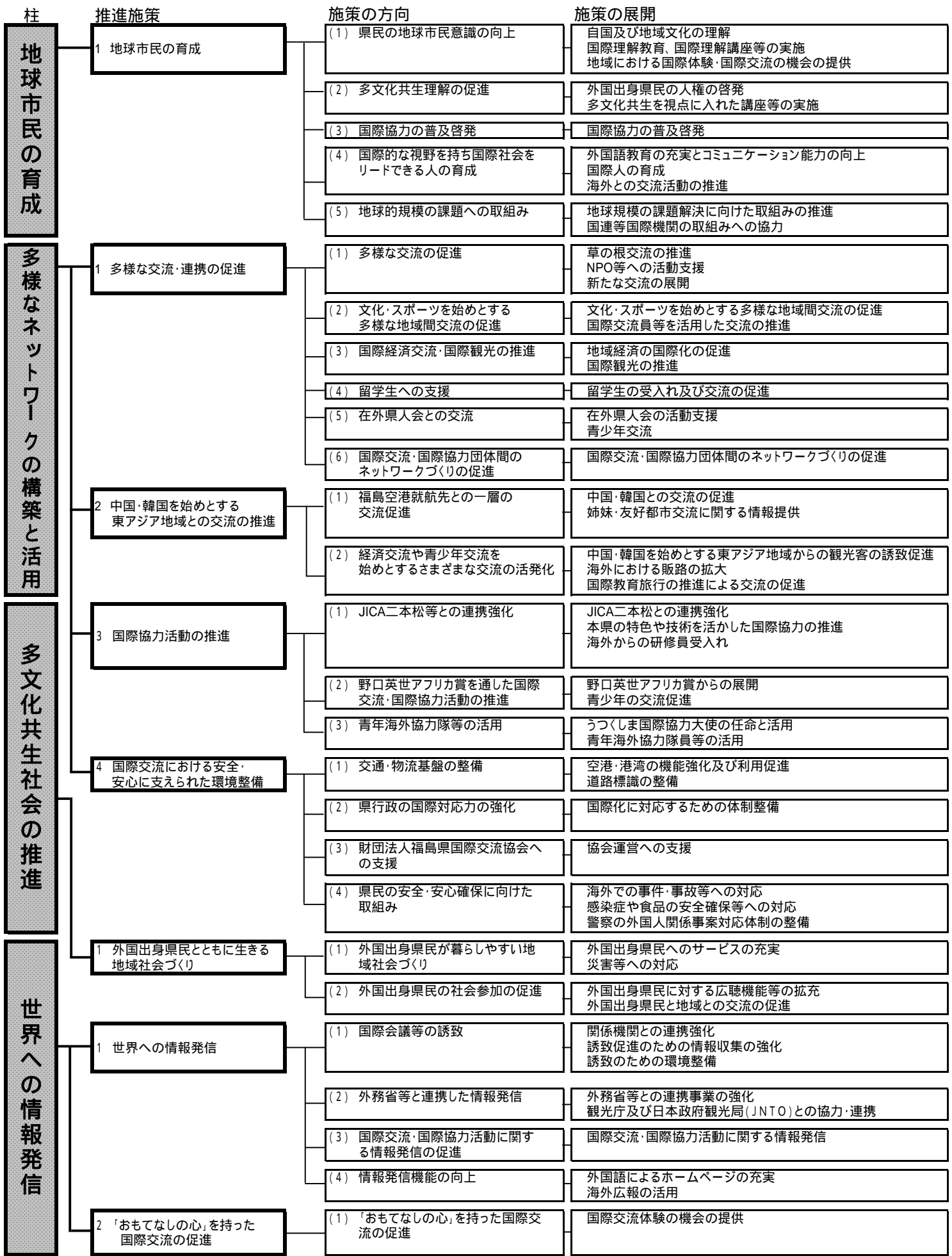
指標	現状	平成26年度
福島空港国際便利用者数	74,330人 (平成20年度)	80,000人以上
外国人留学生数	309人 (平成20年度)	330人以上
県が認証したNPO法人のうち「国際交流・協力」を活動の一つとする法人数	37法人 (平成20年度)	42人以上
県内の外国人宿泊者数(暦年) (延べ人員)	120,620人 (平成20年)	130,000人以上 (平成26年)
出国者数	119,975人 (平成19年度)	参考指標

### (3) 多文化共生社会の推進

指標	実績	平成26年度
県内日本語教室の参加者数(生徒数と教師・アシスタント・ボランティアの数)(暦年)	217人 (平成20年)	330人以上 (平成26年)
在住外国人アンケートで「日常生活で困ったことについて行政サービスを利用しにくい」と答えた在住外国人の割合	15.8% (平成20年度)	参考指標

### (4) 世界への情報発信

指標	実績	平成26年度
国際課ホームページの1年間のアクセス件数	27,655件 (平成16年度)	40,000件以上



## 用語の意味

---

---

### アルファベット・略語

#### HIV

Human Immunodeficiency Virus (ヒト免疫不全ウイルス) のことで、ヒトの体をさまざまな細菌、カビやウイルスなどの病原体から守るのに重要な役割を果たしているTリンパ球などの細胞に感染するウイルス。HIVの感染により、体を守る細胞が徐々に減少し、普段は感染しない病原体にも感染しやすくなることをエイズ(後天性免疫不全症候群)という。

#### NGO (Non-governmental organization)

狭義では、国際協力に関わる非政府非営利組織。広義では、国際的な活動または国内における在住外国人との交流や共生を図る活動に関わる非政府非営利組織。さらに、単に非政府組織という意味で使われることもある。本計画では の意味で用いる。

#### NPO (Non-profit Organization)

民間非営利団体。営利を目的とせず、公共的な活動を行う民間の組織・団体の総称。NGOが国際的な活動をする団体に使われることが多いのに対し、NPOは国内で活動する非営利民間組織について言うことが多い。なお、NPOのうち特定非営利活動促進法に基づき、所轄庁(県知事)の認証を受けて設立した法人をNPO法人という。

### か

#### 外国出身県民

県内に住む外国籍をもつ人(在日韓国朝鮮人など日本で生まれたものの外国籍を持つ人を含む)で、外国人登録者を基本としている。しかし、この計画では、日本国籍を有する中国帰国者や外国出身で帰化した人についても含めて考えていくこととする。

### く

#### グローバル化

人・もの・資本・情報の流通、経済活動などが地球規模で展開されること。国際化という場合、それらの展開の範囲が国境を越える場合である(二国間から世界規模までを含む)が、グローバル化という場合は、二国間の交流などの地球の一部に限られるものでない。地球規模化または地球化と訳されることもある。グローブとは地球や球の意。

## こ

### 国際協力

開発途上国やその人々に対する援助。開発援助。まれに、国際的な協力という文字通りの意味で使われるが、本計画では前者の意味で用いる。

### 国際交流

人や情報（思想や文化などを含む）などが国を越えて行き交うこと。人や情報の国境を超えた往来、文化交流、経済交流、国際協力、在住外国人との交流や相互理解、国際共同研究などをすべて含む。

### 国際理解教育、国際理解

広狭意義があるが、ユネスコの1974年勧告「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」では次のとおり。

1. すべての段階、形態の教育に国際的側面と世界的側面をもたせること
2. すべての民族とその文化、文明、価値及び生活様式（国内の民族及び他国民の文化を含む）を理解し尊重すること
3. 諸民族及び諸国民の間に世界的な相互依存関係が増大していることを認識すること
4. 他の人々と交信する能力を高めること
5. 権利を知るだけでなく、個人、社会集団及び国家にはそれぞれ相互に負うべき義務があることを知ること
6. 国際的な連帯及び協力について理解すること
7. 一人ひとりが、自分の属する社会、国家及び（民族、平和・軍縮、人権・人種差別、開発、人口、環境などの）世界全体の諸問題の解決に参加する用意をもつこと

このうち、2や3（あるいは4を含めて）を国際理解教育として使う場合もある。本計画ではこれらすべてを含めた意味で用いる。「国際理解」は、2の異文化理解を中心に3から7までを含めた意で用いる。

## し

### 新型インフルエンザ

動物のインフルエンザウィルスが、人の体内で増えることができるようになり、人から人へと容易に感染できるようになったもので、このウィルスが感染して起こる疾患を新型インフルエンザという。

平成21年4月にメキシコや米国等で確認された豚インフルエンザ（H1N1）が感染症法第6条第7号に規定する新型インフルエンザ等感染症に位置づけられた。

## JICA二本松

正式名称は、「独立行政法人国際協力機構 二本松青年海外協力隊訓練所」である。本計画では、JICA 本部のホームページで使用されている「JICA 二本松」を使用することとする。

なお、JICA は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）に基づき設立された独立行政法人で、開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。

## JETプログラム

JETプログラムは「語学指導等を行う外国青年招致事業」であり、日本における外国語教育の充実を図るとともに、青年交流による地域レベルでの国際交流の発展を図ることを通じて日本と諸外国との相互理解を増進し、もって我が国の国際化の促進に資することを、その目的とするものである。

この目的は、JETプログラム参加者に地方公共団体、公・私立小・中・高等学校等の活動の場が提供されることにより達成される。

## た

### 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。

## ち

### 地球温暖化

二酸化炭素、メタン、フロンなど、赤外線を吸収して地球温暖化をもたらす温室効果ガスの濃度が高まり、熱の吸収量が増加して、大気の気温が上昇することを指す。

### 地球規模問題

環境、自然保護、貧困、人口、文化的多様性の確保など、地球規模での取組みが必要な課題。

### 地球時代

交通と情報通信手段の発達や市場の全世界的拡大に伴い、情報、人、もの、資金の交流が地球規模で拡大し、また、環境などの課題や社会改革のための理想・価値を共有するようになったため、日常の中でさえ地球的な視野が求められようになり、また同時に、地域や個人の発展の可能性も高まった今の時代。

## 地球市民

平和、環境、人権、貧困などの地球規模の課題を理解し、その解決に向けた実践を、日々の生活において、地域において、あるいは国を越えて行う人々。日常の生活で無駄なアイドリングを止めるよう心がける人も、地雷廃絶の運動を世界規模で展開する人も、地球市民である。

もともと市民には、国政に参加する地位にある国民（＝公民）という意义があり、それが「地球」とつながって、国家を超えて、「地球」という共同体の一員としてそのあり方を決めるために行動する、という意义をもつようになった。

## ひ

### 東アジア

国際的に明確な地域区分はなされていないが、我が国（外務省、経済産業省）では、東アジア首脳会議の参加国（16カ国）で構成される地域を指している。日本、中国、韓国、東南アジア諸国連合（ASEAN）10カ国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）、オーストラリア、ニュージーランド、インドで構成されている。

本計画では、この中でも中国、韓国をその主たる地域として捉えている。

## ほ

### ボランティア

ボランティアとは、「営利を目的とせず、自発的な意志に基づき不特定多数の利益のために行う市民による社会貢献活動」（福島県発行の「ボランティア活動ガイド」）とされている。